

まえがき

岡山沿岸は、我が国最初の国立公園として瀬戸内海国立公園に指定され、内海多島美という特徴的な景観を形成しているとともに、沿岸にはカブトガニやナメクジウオ等の生物が生息するなど、瀬戸内海特有の貴重な自然環境を有しています。また、渋川をはじめとして様々な海水浴場やキャンプ場等のレクリエーションの場が点在しており、身近に自然と触れ合うことのできる場として多くの人々に親しまれています。

しかし、このような穏やかな自然も時として沿岸に大きな災害をもたらすことがあり、高潮や津波等の自然災害から背後地の人や資産を守ることは重要な課題です。これまで堤防、護岸等の海岸保全施設の整備については、国土保全のため「海岸の防護」に重点を置いて進められてきました。しかしながら、近年では社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請も海岸の防護に加え、自然環境の保全や海岸の利用など多岐に渡ってきました。

こうした状況を踏まえて、海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）が平成11年に一部改正され、目的に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」が加わり、「海岸の防護」と合わせ、これら3つの調和を図るとともに、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸管理を行うことが明記され、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定することとなりました。

岡山県では、「岡山沿岸海岸保全基本計画」を平成15年3月に策定し、計画に沿って事業を進めてきましたが、平成16年8月の台風第16号により、県下の多くの沿岸で高潮や波浪による浸水被害が発生しました。この高潮災害を受け、高潮の防護水準及び整備対象区域を見直し、「岡山沿岸海岸保全基本計画」を平成20年3月に改訂し、現在まで計画に沿って事業を進めていました。

ところが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による想定を越えた津波により東北地方を中心として甚大な被害が発生し、その後、平成25年7月29日に岡山県が南海トラフ巨大地震における浸水想定と被害想定を公表したことを踏まえ、この度「海岸の防護」を中心に見直しを行い、岡山沿岸海岸保全基本計画を再度改訂することとしました。

[海岸法の対象範囲]

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表－１に示す。

また、海岸法の対象となる行為（海岸保全施設の整備及び海岸の管理）は、表－２に示す。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設であり、「海岸管理」とは、海岸保全区域内では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表－１ 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	・海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	・公共海岸*の区域のうち海岸保全区域以外の区域
対象外	その他の海岸区域	・海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の区域で、港湾法や漁港法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地

※公共海岸とは

国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（海岸法以外の規定により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線（干潮時の海面と陸地とが接する線）までの水面

表－２ 海岸法の対象となる行為

対象となる行為 \ 区域	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他の海岸区域
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外